

協 会 員 各 位

日金協(監)第令4-1号  
令和4年4月1日  
日本貸金業協会  
会長 今井 三夫

## 令和4年度監査計画について

本協会「監査に関する業務規則」第3条の規定により、令和4年度監査計画を下記のとおり作成したので通知します。

### 記

#### 《 監 査 方 針 》

本協会の監査は、監査に当たっての基本原則である「協会の自主性尊重の原則」、「補強性の原則」及び「効率的・効果的な監査の実施」に則して実施する。

協会員との双方向の対話を通じ、問題点等の共有に努め、速やかな改善を求める指導的な監査を基本とするが、重大な法令等違反に対しては厳正に対処するとともに、再発防止に向けた指導を徹底する。

監査に際しては、監督当局や消費者生活センター等の関係機関と引き続き緊密な連携を図る。

また、実地監査と書類監査の連携強化により、内部管理態勢の整備状況の実態把握に努めるとともに、コンプライアンス態勢等が不十分な協会員に対しては、自主規制各部門と連携して指導強化を図る。

その他、監査の実施手続きや実地監査マニュアルなど、協会の監査に関することは「監査ガイドライン」によるものとする。

#### 1. 監査の重点事項

本年度の監査は、次の各項目を重点事項として実施する。

特に成年年齢引き下げを踏まえた社内規則策定ガイドライン「過剰貸付けの防止」の遵守状況については、若年者が過大な債務を負うことがないように金融当局と緊密な連携を図り確認する。

- (1) 法令等遵守状況
- (2) 経営管理機能の発揮状況（第三者への業務委託にかかる業務運営上の措置を含む）
- (3) 成年年齢引き下げを踏まえた社内規則策定ガイドライン「過剰貸付けの防止」の遵守状況
- (4) システムリスク管理態勢の整備状況（情報セキュリティ管理態勢を含む）
- (5) 取引時確認等及び疑わしい取引の届出の実施状況
- (6) 法令等違反に係る再発防止策の実効性の検証

#### 2. 監査対象協会員

##### (1) 実地監査

一般監査、特別監査を合わせて 100 協会員程度を対象に実施する。なお、新型コロナウイルスの感染拡大状況に十分配慮したうえで実施する。

##### (2) 書類監査

令和4年度書類監査の対象協会員は、前年度に引き続き、翌年度（令和5年度）に貸金業登録の満了日を迎える協会員とし、令和4年度下期に行う。

また、定期の書類監査のほか、新規加入協会員及び特定の項目について実態把握や点検が必要な協会員については、個別の書類監査を実施する。

## 【参考】

### ◎令和4年度監査計画に基づく監査項目

1. 経営管理等
2. 法令等遵守態勢（監督行政庁・貸金業協会への届出等を含む）
3. 反社会的勢力による被害の防止
4. 顧客等に関する情報管理態勢
5. 外部委託
6. 取引時確認、疑わしい取引の届出
7. 相談、苦情及び紛争等の対応態勢
8. 貸金業務取扱主任者
9. 禁止行為
10. 利息・保証料等にかかる制限等
11. 契約に係る説明態勢
12. 過剰貸付けの防止（個人信用情報の提供等を含む）
13. 広告に関する規制
14. 書面の交付義務
15. 取立行為規制
16. 帳簿の備付け等（証明書の携帯等を含む）
17. 債権譲渡等
18. 営業店登録
19. 過払金支払
20. システムリスク管理態勢
21. 非営利特例対象法人

※下線・・・本年度の監査の重点事項に係る監査項目

### ◎「監査に関する業務規則」

（監査計画）

第3条 本協会は、その年度の監査に当たり、監査計画を作成し、これを協会員に通知して実施する。ただし、必要があると認めるときは、監査計画に定める事項以外の事項についても、随時これを行う。

### ◎「監査ガイドライン」の掲載場所：本協会ホームページに掲載しています。

「ホームページ」（TOP）→「協会について」→「業務内容」→「監査ガイドライン」

（<https://www.j-fsa.or.jp/association/business/guideline.php>）